

行 政 法（目次）

○ 出題傾向（行政法）	2
1 行政法とは何か	3
2 行政組織	4
3 行政立法	5
4 行政手続	5
5 行政行為	6
6 非権力的行政作用	9
7 行政上の強制措置	10
8 行政上の制裁措置	11
9 行政処分等に対する補償	12
10 行政上の不服申立て	13
11 行政事件訴訟	16
12 情報公開・個人情報保護	20
13 意見公募手続	22

出題傾向(行政法)

●出題数(平成29年度～)

教養問題(択一式) 55題中 10題(目安)

※平成14年度まで例年2題、平成15年度から17年度までは3題、平成18年度から28年度までは7題出題

※令和2年度は9題出題

●過去の出題内容

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	計	
行政法の基本構造																																		
行政法の法源																					○				○		○				○		4	
行政組織																																		
行政機関の種類						○											○		○				○		○		○		○		○	8		
行政庁の権限の委任、代理、専決						○																○							○		○	4		
行政立法																																		
行政立法										○					○			○								○		○		○		6		
法規命令と行政規則			○																				○								○	3		
行政手続																																		
申請に対する処分の手続																				○		○		○		○		○				4		
行政行為																																		
行政行為の効力												○				○							○			○				○		7		
行政行為の種類																	○					○							○		○	4		
無効な行政行為等																						○				○						2		
行政行為の瑕疵																	○							○			○		○		○	4		
行政行為の取消し・撤回					○							○				○							○		○		○					6		
行政行為の附款						○					○			○									○		○		○		○		○	8		
行政裁量						○										○											○		○		○	4		
その他の行政行為																																		
行政計画															○			○					○		○			○		○		6		
行政契約									○				○				○		○				○		○		○		○		○	9		
行政指導			○														○					○		○			○		○		○	7		
行政手続法																											○	○		○	○	4		
行政上の強制措置																																		
行政上の代執行				○																							○		※	○		○	7	
即時強制																	○							○								4		
行政上の制裁措置																																		
行政罰			○															○		○		○		○		○		○		※	○	8		
行政上の強制執行と行政罰										○																						1		
行政処分等に関する補償																																		
公権力の行使に基づく損害賠償																											○					5		
公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づく損害賠償									○						○												○			○		6		
損失補償			○					○					○				○									○		○		○		○	8	
行政上の不服申立て																																		
行政不服審査法に定める不服申立て																											○		○		○	7		
行政不服審査法に定める教示					○																						○		○		○	7		
行政不服審査法に定める裁決																																0		
行政不服審査法に定める異議申立て			○																													1		
行政事件訴訟																																		
行政事件訴訟の種類									○																					○	○	○	8	
行政事件訴訟法に定める抗告訴訟												○																○		○		○	6	
行政事件訴訟法に定める取消訴訟																													○		○		5	
行政事件訴訟法に定める執行停止・内閣総理大臣の異議																○														○		5		
情報公開																																		
行政機関の保有する情報の公開に関する法律																															○		○	2

※平成30年度は「行政上の代執行」「即時強制」「行政罰」「行政上の強制執行と行政罰」が1問で出題された

1 行政法とは何か

1 行政法の種類

(1) 行政組織法

行政権内部の関係を規律する法（内閣法、国家行政組織法）

(2) 行政作用法

行政権と国民の間関係を規律する法（都市計画法、社会福祉法）

(3) 行政救済法

上記で生じたトラブルを解決する法（行政不服審査法、行政事件訴訟法）

2 行政法の基本原理～法律による行政の原理～

行政活動は、法律の定めるところにより、法律に従って行わなければならない。

(1) 法律の優位の原則

行政活動は法律の定め違反して行われてはいけないという原則。

(2) 法律の法規創造力の原則

国民を拘束するような法規を創造するのは法律（＝立法権）に独占されており、行政権は法律による授権がない限り法規を創造することができないとする原則。

(3) 法律の留保の原則

行政活動は、それが行われるためには法律の根拠（授権）を必要とする原則。

①侵害留保説（通説）

国民の自由と権利を権力的に制限又は侵害する場合にのみ、法律の授権が必要。

②権力留保説

権力的な行為形式による行政活動に法律の根拠が必要。

※権利を与えたり義務を免除したりという受益的行為にも要する

③全部留保説

一切の行政活動に法律の根拠が必要。

3 行政法の法源

行政の組織及び作用に関する法の存在形式

(1) 成文法

- ・ 憲法、法律、命令
- ・ 条約：内容が国内行政に係るものなら、公布・施行をもって国内法として効力を持つ
- ・ 地方公共団体の条例・規則

(2) 不文法

- ・ 慣習法、判例法、条理（社会の正義心においてかくあるべきものと認められたもの）

※成文法中心主義を取っているが、不文法も重要な位置を占めている

2 行政組織

1 行政主体と行政機関

(1) 行政主体

行政を行う権利と義務をもち、自己の名と責任で行政を行う団体。法人格を持つ。

①国②地方公共団体

(2) 行政機関

行政主体の手足となって、実際の行政活動を行う自然人や組織（法人格はない）。

①行政庁

行政主体の意思を決定し、当該意思を外部に表示する行政機関

- ・独任制：各省大臣、都道府県知事、市町村長など
- ・合議制：教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会など

②行政機関

行政庁の意思決定を現実に行い、行政庁の意思決定を補佐する機関その他の機関。

(ア) 諮問機関

行政庁が意思決定をするにあたって、参考意見を述べる機関（調査会など）

(イ) 参与機関

行政庁の意思決定を拘束する意見を表明する機関（電波監理審議会など）。

(ウ) 監査機関

他の行政機関の事務や会計処理を検査し、その適否を監査する機関

(エ) 執行機関

行政目的の実現のために必要な実力を行使する機関

(オ) 補助機関

行政庁を補助する権限を与えられた行政機関

2 権限の委任、代理

行政庁は法令で定められた権限を自ら行使するのが原則。しかし、例外的に他の行政機関にその権限を行使させることがある。

	権限の委任	権限の代理	
		授権代理	法定代理
内 容	権限の <u>一部</u> を他の機関に委任して行わせる。	自己に代理して権限の <u>一部</u> を行う権能を与える。	法定事由発生により、他の機関が権限の <u>全て</u> を当然に代行する。
権限・責任の所在	受任庁	本来行政庁	本来行政庁
法令根拠	必要	不要	必要

なお、専決・代決の場合は、権限の委任・代理と異なり、実際に意思決定をした者が誰かは外部に表示されず、法令の根拠は不要

3 行政立法

法規は議会の議決による法律の形式を取るのが原則。しかし、行政の内容が複雑多岐になるにつれ、法律では大綱的な定めにとどめ、細部は行政立法にゆだねられるようになっている。

(1) 法規命令

国民の権利義務を定めたもの。

主な形式：政令・内閣府令・省令・外局規則・独立機関の規則、告示
根拠となる法律が失効すれば、法規命令も失効する。

①委任命令

国民の権利義務の設定等を行うもの（法律の補充的規定、具体的・特例的規定及び解釈的規定）。法律の個別的委任に基づかなければ定められない。

②執行命令

法令を執行するための細目的事項を定めるものであり、国民に新たに義務を課すものではない。法律の一般的な委任に基づき定められる。

(2) 行政規則

法規としての性質を有さない。（法の委任不要）

主な形式：訓令・通達・要綱（告示・府省令・規則の形式もあり）

4 行政手続

(1) 申請に対する処分（行政手続法 5～11 条）

- ・申請に対する処分について、審査基準を定めて、行政上特別の支障があるときを除き、公にしておかなければならない。
- ・標準処理期間を定めるよう努め、定めたときはこれを公にしなければならない。
- ・申請につき拒否処分をする場合には、その理由を提示する。
- ・申請が到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。形式要件に適合しない申請については、補正を求めるか、又は許認可等を拒否しなければならない。

(2) 不利益処分（行政手続法 12～31 条）

- ・処分基準の設定・公表に努めなければならない。
- ・不利益処分と同時に理由を示さなければならない。
- ・あらかじめ通知を行い、許認可等の取消し等の処分等の不利益の程度の大きい不利益処分については聴聞手続、その他の不利益処分については、弁明の機会の付与の手続をとる。

5 行政行為

1 行政行為の意義・効力

(1) 意義

行政作用のうち、行政庁が、行政目的を実現するために、法律の定めるところに従い、その一方的な判断に基づき、特定の国民の権利義務その他の法的地位を、具体的に決定する権力的行為。

(2) 特質

行政行為は重大かつ明白な瑕疵のために無効とされる場合を除き、以下の効力をもつ。

①拘束力

行政行為が、その内容に応じて相手方（国民）及び行政庁の双方を拘束する。

②公定力

行政行為に瑕疵があっても、権限ある機関に取り消されるまで効力を否定できない。
第三者にも効力の影響が及ぶ。

※重大かつ明白な瑕疵を有する場合は、無効な行政行為となり、法的効力は発生しない。

③不可争力（形式的確定力）

不服申立期間または出訴期間の経過により、相手方が行政行為の効力を争えなくなる。

※行政行為が無効の場合を除く。

④不可変更力（実質的確定力）

一旦行われた行政行為を行政庁自身も取り消し又は変更することができない。

※争訟や行政聴聞を経て行われた行為など一部のみに生じる

⑤自力執行力

行政行為によって課せられた義務を国民が履行しない場合、行政庁が裁判判決を経ることなく自らの手で実現し得る。

2 行政行為の種類

(1) 法律行為的行政行為

行政庁の一定の法律効果の発生を欲する意思の外部への表示によって成立する行為。

①命令的行為

特定の義務を命じたり、その制限を解除したりする行為。

(ア) 下命 国民に一定の作為義務を課す行為

(イ) 禁止 国民に一定の不作为義務を課す行為

(ウ) 許可 国民に課されている一般的な禁止を特定の場合に解除する行為

(エ) 免除 国民に課されている作為義務を解除する行為

②形成的行為

国民に対して本来有していない特殊の法的地位を与えたり奪ったりする行為。

- (ア) 特許 特定人に新たな権利を設定し、法律上の力又は地位を付与する行為
- (イ) 認可 第三者の契約、合同行為等の法律行為を補充して、その法律上の効力を完成させる行為
- (ウ) 代理 第三者のなすべき行為を国、地方公共団体等の行政庁が代わって行い、第三者が自らしたのと同じ効果を生じさせる行為

(2) 準法律行為的行政行為

行政庁の意思以外の単なる判断・認識の表示に法律が一定の法的効果を結びつけた行為

①確認

特定の事実又は法律関係の存否を公の権威をもって判断し、確定する行為

②公証

特定の事実又は法律関係の存在を公に証明する行為

③通知

特定人又は不特定人に対し一定の事項を知らせる行為で、法律により一定の効果が付されているもの

④受理

他人の行為を有効な行為として受け付ける行為

3 行政行為の附款

(1) 附款とは

行政行為の効果を制限したり特別な義務を課したりするために、主たる意思表示に付加される従たる意思表示。行政庁の裁量が認められる行為について、裁量の範囲内で付することができる（法律行為的行政行為にのみ付せる。法律の根拠不要）。附款は、その行政目的に照らし必要最小限のものであるべきで、過大な義務を課すことは比例原則に反し、違法。附款が違法である場合、行政行為の重要な要素であって不可分なら当該行政行為も違法に、切り離せるなら行政行為は附款の付かない行政行為として有効となる。仮に瑕疵のある附款が付された場合、本体たる行政処分から分離可能であれば附款のみを対象として取消訴訟を提起できると解されている。

(2) 種類

①条件

行政行為の効果を、発生不確実な将来の事実にかからせる意思表示。

- ・停止条件：事実の発生により、行政行為の効力が生じる
- ・解除条件：事実の発生により、行政行為の効力が消滅

②期限

行政行為の効果を、発生確実な将来の事実にかからせる意思表示。

- ・始期：○月○日から許可
- ・終期：○月○日まで許可

③負担

特許、許可、認可など授益的行政行為をする際、相手に特別の義務を命ずる意思表示。

相手方が義務を履行しない場合でも、本体の行政行為の効力が当然に失われることはない。

④撤回権の留保

許認可などの行政行為をするにあたって、これを撤回する権利を留保する意思表示。撤回権が留保されていても、撤回するには実質的な事由が必要である。

⑤法律効果の一部除外

行政行為を行うにあたり、法令が一般にその行為に付している効果の一部を発生させないこととする旨の意思表示。

4 行政行為の瑕疵

行政行為の違法性、不当性の原因となるもの。

(1) 行政行為が無効な場合

瑕疵が重大かつ明白な場合、はじめから全く効力を持たない無効なものとなされ、正当な権限のある行政庁又は裁判所の取消を待たず効力を否定できる。

(2) 行政行為を取り消すことができる場合

通常程度の瑕疵がある行政行為は取り消すことができるが、職権あるいは取消訴訟の提起により取り消されるまでは有効なものとして扱われる。

(3) 瑕疵ある行政行為を有効として扱う場合（適法として扱う）

①瑕疵の治癒

行政行為の違法が軽微で取消事由とするに値しない場合や、その後の事情変化によって欠けていた適法要件が実質的に充足したと考えられる場合。

②違法行為の転換

瑕疵ある行政行為を他の行政行為として見れば瑕疵はないと判断される場合。

③事実上の公務員の理論

無資格者が外見上公務員の行為として行った場合。

Cf.事情判決

行政処分や裁決が違法であれば裁判所は取り消すのが原則だが、取り消すと著しく公益を害する事情がある場合には請求を棄却できるという行政事件訴訟法上の制度。

(4) 違法性の承継

先行処分と後行処分が連続した一連の手続きを構成し、一定の法律効果の発生を目指しているような場合、先行処分が違法ならば後行処分も違法になる。

(例：農地買収計画と農地買収処分、事業認定と収用採決など)

5 行政行為の取消し・撤回

	取 消 し	撤 回
原 因	行政成立時の瑕疵	後発的事情（瑕疵なく成立）
主 体	処分行政庁・監督行政庁・裁判所	処分行政庁
効 果	行為時に遡及	将来に向かって発生

6 行政庁の裁量とその限界

① 羈束行為

法律の規定が明確であり、法の機械的執行として行われる行政行為のこと。

② 裁量行為

法律の規定が不明確なために行政庁の裁量判断に委ねられた行政行為のこと。

その性質・内容により、法規裁量（羈束裁量）と便宜裁量（自由裁量）に分けられる。

行政行為	羈束行為	法律の規定が明確であり、法の機械的執行として行われる行政行為 [例：税務行政、警察上の取締など]	
	裁量行為	法規裁量 (羈束裁量)	行政庁が通常人の持つ経験的な判断に基づきする裁量 (裁判所の司法審査の対象となる) [例：公衆浴場の衛生管理に関する判断など]
		便宜裁量 (自由裁量)	行政庁が高度に専門技術的な知識や政治的責任に基づきする裁量 (裁判所の司法審査になじみにくい) [例：原子炉の安全性の認定など]

※ 便宜裁量行為であっても、裁量権の限界を超えた場合（踰越）や、不当な動機・目的で裁量判断を行った場合（濫用）には、違法な行為として司法審査の対象となる。

6 非権力的行政作用

1 行政計画

行政目的を遂行するための目標、又はこれを達成するための手段。行政手続法上には行政計画策定手続きに関する規定はなく、一部の個別法に規定されているにすぎない。

(1) 行政事件訴訟の対象になるか？

①計画の大部分は、行政の実現すべき目標・指針に過ぎないので、対象にならない

②計画が国民の権利・義務に直接影響を及ぼすものであれば、対象になる。

(都市再開発法に基づく第二種市街地再開発事業の事業計画決定、最判平 4. 11. 26)

(土地区画整理事業の事業計画決定、最判平 20. 9. 10) 等

(2) 行政計画の変更により損害を受けた者が損害賠償請求できるか。

信頼を裏切るような計画変更に伴う損害は賠償すべき

(村長交代による工場誘致施策の変更、最判昭 56. 1. 27)

2 行政契約

行政主体が行政目的実現のために対等の立場で締結する契約。原則として私法が適用されるが、公益と密接な関係を有するときは公法が適用される。

(例：水道などのライフライン供給契約は締結義務があり、契約自由の原則に制限がある)

行政契約の種類

- (1) 準備行政における契約 【例】土地の取得、物品購入、営繕工事の請負
- (2) 給付行政における契約 【例】水道などのライフライン供給
- (3) 規制行政における契約 【例】公害防止協定
- (4) 行政主体間の契約 【例】地方公共団体の事務委託

3 行政指導

あくまで任意の協力により行政目的を達成しようとする作用。法的拘束力をもたない事実行為だが、行政指導を拒否するのは事実的に困難であるため、範囲等が規定されている。

(1) 原則

- ・指導の対象は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲に限定
- ・相手が指導に従わないことを理由に、不利益な取り扱いをしてはならない
- ・相手方に対し、当該行政指導の趣旨及び内容、責任者を明確に示して行わねばならない。指導は口頭で行ってもよいが、これらの内容を記した書面の交付を求められた場合は、支障がない限りこれを交付する。

(2) その他留意事項

- ・違法な指導で損害を受けた者は「公権力の行使」による損害として賠償請求できる。
- ・違法な行政指導に対して、最高裁で取消訴訟の対象となる処分性が認められた例もある。(検疫所長による食品衛生法違反の通知、医療法に基づく勧告等)
- ・申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導を行った場合、申請者が行政指導に従う意思がない旨を表明した場合は、当該行政指導を継続してはならない

7 行政上の強制措置

(1) 行政上の強制執行

行政上の義務の不履行に対して、行政主体が将来に向って義務の履行を確保するため、実力をもって履行があったと同じ状態を実現すること。

①代執行 (行政代執行法に要件、手続を厳格に規定)

法令又は行政処分に基づく代替的作為義務を、行政庁が自ら行い又は第三者に行わせて、その費用を義務者から徴収すること。代執行は、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反するときでなければ行うことができない。義務者が費用を納付しない場合、国税滞納処分の例により強制徴収することが可能

②執行罰

義務者に心理的圧迫を加え、義務の履行を間接的に強制するため、非代替的作為義務又は不作為義務の履行がない場合に課される金銭罰（過料）。

③直接強制

直接義務者の身体又は財産に実力を加え、義務が履行されたのと同じの状態を実現すること。

④強制徴収

行政法上の金銭給付義務が履行されない場合に、義務者の財産に実力を加え、義務が履行されたのと同じの状態を実現すること。

（２）行政上の即時強制

行政上の義務を前提とせず、目前急迫の障害を取り除く必要上義務を命ずる暇がない場合、又はその性質上義務を命ずることによってはその目的を達しがたい場合に、直接国民の身体・財産に実力を行使し、行政目的を達成すること。法律又は条令に根拠がある場合に限り、かつ目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うことができる。即時強制に不服がある場合、不服申立てや行政事件訴訟手続で救済を求めなければならず、通常の民事訴訟の手続によりその拘束の排除を求めることはできない。

8 行政上の制裁措置

行政上の過去の義務違反に対し、制裁として、罰を科することができる。

行政刑罰と秩序罰があり、その目的、要件等を異にしているため両者の併科は可能。

（１）行政刑罰

重大な義務違反があった場合に刑法に名のある刑罰を科す。法令に特別の定めがある場合のほかは刑法総則が適用され、裁判所が刑事訴訟法の定めに従って科刑する。両罰規定が適用される。

※両罰規定の例

従業員が法人又は人の営業に関し、違法行為を行った場合に、行為者のみでなく、その法人又は人をも処罰する。(所得税法 244 条 1 項)

（２）秩序罰

軽微な義務違反があった場合に過料を科す。一般に刑法総則の適用はなく、非訟事件手続法に従い裁判所がこれを科す。地方自治体の条例又は規則違反に対し科される過料は、地方公共団体の長が行政行為の形式でこれを科す。

9 行政処分等に対する補償

1 国家賠償と損失補償

(1) 国家賠償

国又は公共団体の違法行為による国民の損害を賠償する。

一般法として国家賠償法があり、同法に規定がないものは民法が適用される。

国家賠償法 1 条責任と 2 条責任

	1 条 責 任	2 条 責 任
性 質	公権力責任	営造物責任
原 因	公務員の公権力の行使 ・不作為も含まれる。 ・立法権や司法権に属する権力も含まれる。 ・委任を受けた民間人の行為も含まれる。 ・客観的に見て職務行為の外形を備えていれば足りる。	公の営造物の瑕疵 ・道路、河川等の不動産だけでなく、自動車等の <u>動産</u> も含まれる。
特 徴	<u>過失責任主義</u> ・公務員に故意又は過失があることが要件	<u>無過失責任主義</u> ・管理行為に過失がなくても責任を負う。
請求先	・公務員の選任監督団体、給与等支払負担団体のどちらにも請求可 ・公務員個人は、被害者に対して直接責任を負わない。	・営造物の設置管理団体、設置管理費用負担団体のどちらに対しても請求可 ・営造物の利用者でない第三者も損害が生じたときは損害賠償請求可能
求償権の行使	・当該公務員に故意または重過失がある場合、国又は公共団体は当該公務員に対して求償権を行使できる。	・他に損害の責任を負うべき者がいる場合、国又は公共団体は、この者に対し求償権を行使できる。

<国・公共団体の賠償責任の根拠>

- ①代位責任説 : 公務員の責任に代わる責任。(通説)
- ②自己責任説 : 国や地方公共団体が自ら負担すべき危険責任

(2) 損失補償

国又は公共団体が公益目的のために適法に国民の財産権を収用又は制限した場合に、その特別の犠牲に対し全体の負担で補償する。金銭補償を原則とするが、例外として現物補償も認められる。

個別法の規定によるが、法律の規定がなくても直接憲法29条3項に基づく請求が可能。

<特別の犠牲の基準>

①実質的基準

財産権に加えられた制約が、社会生活において一般に要求される受忍の限度を超えるほど本質的な制約であるか。

②形式的基準

平等原則に反する個別的な負担（×一般的に課せられる負担）であるか。

<憲法第 29 条 「正当な補償」の範囲>

①完全補償説（土地収用法における補償）

制限ないし収用される財産の客観的価値全額の補償。

②相当補償説（農地改革における補償）

制限の目的等に照らし、社会通念上合理的といえる額の補償。

10 行政上の不服申立て

（1）対象

①違法又は不当な処分

行政行為のほか、継続的性質を有する事実行為も含まれる

②不作為

行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないこと。

※一般概括主義（行政不服審査法 4 条）

法律に例外の定めがある場合を除き、原則として全ての処分に不服申立てを認める。

（2）種類

①審査請求 審査庁（処分庁又は上級行政庁）に不服を申し立てる手続

②再調査の請求 処分庁自身が簡易な手続きで処分の見直しを行う手続き（個別の法律に定めがある場合のみ）

③再審査請求 審査請求後の例外的な手続き。（個別の法律に定めがある場合のみ）

※H26 の行政不服審査法改正により、異議申立てを無くし、不服申立ての手続きを審査請求に一元化

（3）不服申立ての要件

①行政庁の処分又は不作為があること（（1）参照）

②不服を申し立てる権限のある者から申立てがなされていること（当事者能力と当事者適格）
法人も含まれる

処分の相手方でなく第三者も行える（不作為については申請を行った当事者のみ）

③権限を有する行政庁への申立てであること

④不服申立ての形式と手続が守られていること

原則書面で行われなければならない（口頭でよることができる旨法律等で規定されていれば口頭でも可）

⑤不服申立て期間内になされること（※例外：正当な理由がある場合）

審査請求：処分があったことを知った日の翌日から3か月以内。

再調査の請求：処分があったことを知った日の翌日から1か月以内

再審査請求：審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内

※いずれの場合も、処分のあった日の翌日から1年以内

※正当な理由があるときは、上の限りではない。

※不作為については申立て期間の制限がない

※審査請求と再調査の請求の両方が可能な場合、請求者が自由に選択できるが（自由選択主義）、再調査の請求を選択した場合は、その決定を経た後でなければ審査請求はできない

（４）不服申立ての手続

①教示制度

i 教示すべき場合

（ア）不服申立てができる処分（処分を口頭とする場合を除く。）

（イ）利害関係人から教示を求められた場合

ii 教示の内容

（ア）の場合：

a 当該処分につき不服申立てができる旨

b 不服申立てをすべき行政庁

c 不服申立てをすることができる期間

（イ）の場合：

・不服申立ての可否

※可の場合は、（ア）b・cと同じ

iii 教示の方法

（ア）の場合：書面による

（イ）の場合：口頭でも書面でもよいが、求められた場合は書面による

iv 教示を怠った場合の救済

処分庁に不服申立書を提出することができる。

→初めから当該処分庁に不服申立てがなされたものとみなされる。

→当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求できる処分であるときは、処分庁は不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該行政庁に不服申立書が送付されたら、初めから当該行政庁に不服申立てがなされたものとみなされる。

v 教示を誤った場合の救済

・審査庁を誤って教示：請求がなされた審査庁から本来の審査庁に申立書を送付されたときは、初めから適法な請求とされる

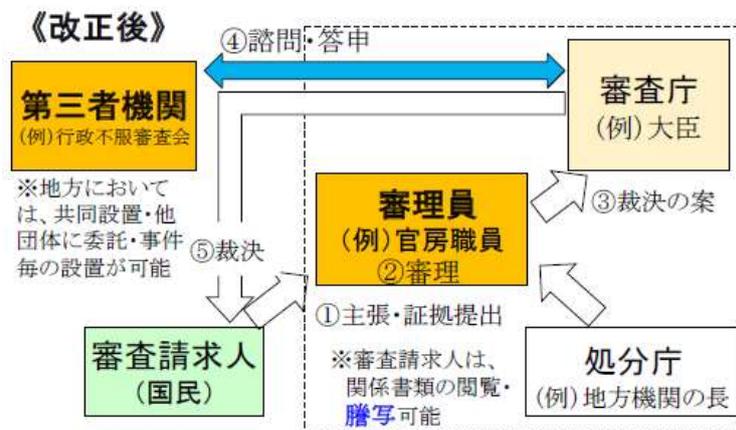
・期間を誤って教示：その期間内に不服申立てがされれば有効とみなす

②審理手続

- ・ 審理において、職員のうち処分に関与しないもの（審理員）が、両者の主張を公平に審理
- ・ 審査請求がなされた審査庁は、審理手続を行う審理員を指名し、審査請求人及び処分庁等に通知を行う。

< 審理員が行うことのできる審理手続の例 >

- ・ 物件の提出要求
 - ・ 参考人の陳述及び鑑定の要求
 - ・ 必要な場所の検証
 - ・ 審理関係人への質問
- ・ 裁決について、有識者から成る第三者機関（行政不服審査会等）へ諮問
行政不服審査会等は、調査権限が認められており、主張書面や資料の提出を求めることができる。



★H26行政不服審査法等の改正における審理手続上の改正ポイント

- * 不服申し立ての手続きを審査請求に一元化
(異議申し立ての廃止、再調査委の手続きの導入)
- * 請求期間の延長
- * 不服申立前置の廃止・縮小
- * 権利利益の保護の充実のための手続きの整備
(処分等の求め、行政指導の中止等の求め)

③審理の終了

- ・ 却 下…請求が不適法
 - ・ 棄 却…請求に理由なし
 - ・ 認 容…請求に理由あり→処分の取消、申請への対応命令
- ※審査庁が処分庁の上級行政庁であるとき、原処分を取り消す裁決のほか原処分を変更する裁決も行うことができるが、原処分の内容を審査請求人の不利益になるように変更することはできない。

④不服申立ての効果

i 執行不停止の原則と執行停止

不服申立ては、原則として、裁決・決定がなされるまで行政処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

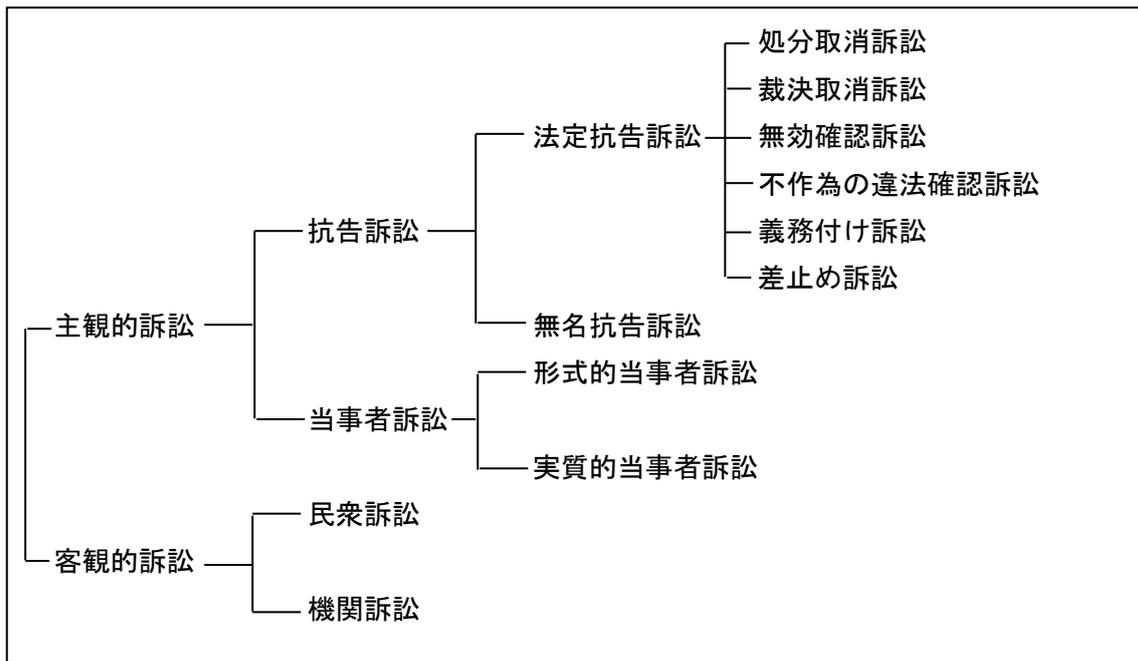
(例外)

- ・ 処分庁の上級庁である審査庁は、必要であると認めるときは、審査請求人の申立てまたは審査庁の職権で停止できる。
- ・ 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、審査請求人の申立てにより停止できる

ii 裁決（決定）の効力

- ・ 不可変更力…裁決の取消や変更はできなくなる
- ・ 形 成 力…認容裁決により、取り消すまでもなく当該処分の効力が失われる
- ・ 拘 束 力…同一事情で同一処分を行えなくなる

11 行政事件訴訟



(1) 主観的訴訟と客観的訴訟

①主観的訴訟

国民の個人的な権利利益の保護を目的とする訴訟。

②客観的訴訟

自己の法律上の利益に関わらず、行政活動の客観的な法秩序の維持を目的とする訴訟。

法律・条例に明文の根拠がある場合のみ提起可能

(2) 行政事件訴訟の種類

①抗告訴訟

行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟。

(ア) 処分の取消しの訴え（行政事件訴訟法3条2項・8～35条）

行政庁の処分そのほか公権力の行使にあたる行為によって不利益を受けた者が、その行為の違法を主張してその取消しを求める訴訟。

(イ) 裁決の取消しの訴え（行政事件訴訟法3条3項・8～35条）

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定、その他の行為の取消しを求める訴訟。

(ウ) 無効等確認の訴え（行政事件訴訟法3条4項・36条）

処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟。出訴期間の制限を受けない。

(エ) 不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項・37条）

行政庁が法令に基づく申請に対し、相当期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟。

(オ) 義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項・37条の2・37条の3）

①行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

②行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該処分庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟。

(カ) 差止め訴訟（行政事件訴訟法3条7項・37条の4）

行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないのにこれがされようとしている場合に、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずるよう求める訴訟。一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずる恐れがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

(キ) 無名抗告訴訟

法律で規定されていない抗告訴訟。従前は、義務付け訴訟や差止め訴訟が代表例だったが、平成16年の法改正で、両者とも法定された。

②当事者訴訟（行政事件訴訟法4条・39～41条）

(ア) 形式的当事者訴訟

当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの。

【例】収用委員会が決めた補償金の額を当事者間で争う訴訟

(イ) 実質的当事者訴訟

公法上の法律関係に関する訴訟

【例】公務員の地位確認・俸給請求、損失補償の請求

③民衆訴訟（行政事件訴訟法5条・42条・43条）

国民の個人的利害とは関係なく、もっぱら行政の違法行為の是正を目的とする訴訟。

【例】選挙効力訴訟・当選効力訴訟、住民訴訟

④機関訴訟（行政事件訴訟法6条・42条・43条）

国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟

【例】地方公共団体の長・議会の争い、国・地方公共団体の争い

(3) 取消訴訟の要件

① 処分性を有すること

行政行為だけでなく、権力的事実行為も含まれる

② 原告適格があること

法律上保護された利益を有する者であることが必要（反射的利益では不十分）

③ 訴えの利益があること

処分又は裁決が取り消された場合に、現実利益の回復が図られる状態にあること

④ 出訴期間内に訴訟提起がなされたこと

・処分または裁決があったことを知った日から原則6か月以内

・処分または裁決の日から原則1年以内

※どちらも正当な理由がある場合は、期間経過後の訴訟提起も可能

⑤ 被告適格があること

処分等をした行政庁の所属する行政主体（国又は公共団体）

⑥ 審査請求前置の場合に不服申立ての裁決を経ていること

不服申立てと行政事件訴訟は、原則どちらを選択してもよい（自由選択主義）。必要があれば、同一の処分について両方を同時に選択することもできる。

ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないとされる場合は、裁決を経ていることが必要。

(4) 行政事件訴訟の手續

① 管轄裁判所

行政事件訴訟法の裁判は、被告又は処分庁の所在地を管轄する地方裁判所が担当

② 教示制度

i 教示すべき場合

取消訴訟を提起できる処分又は裁決をする場合

ii 教示の内容

・被告適格

・出訴期間

・法律に審査請求前置の定めがあれば、その旨

iii 教示の方法

原則、書面によらなければならないが、口頭で処分を行う場合は口頭でも可。

③ 審理の方法

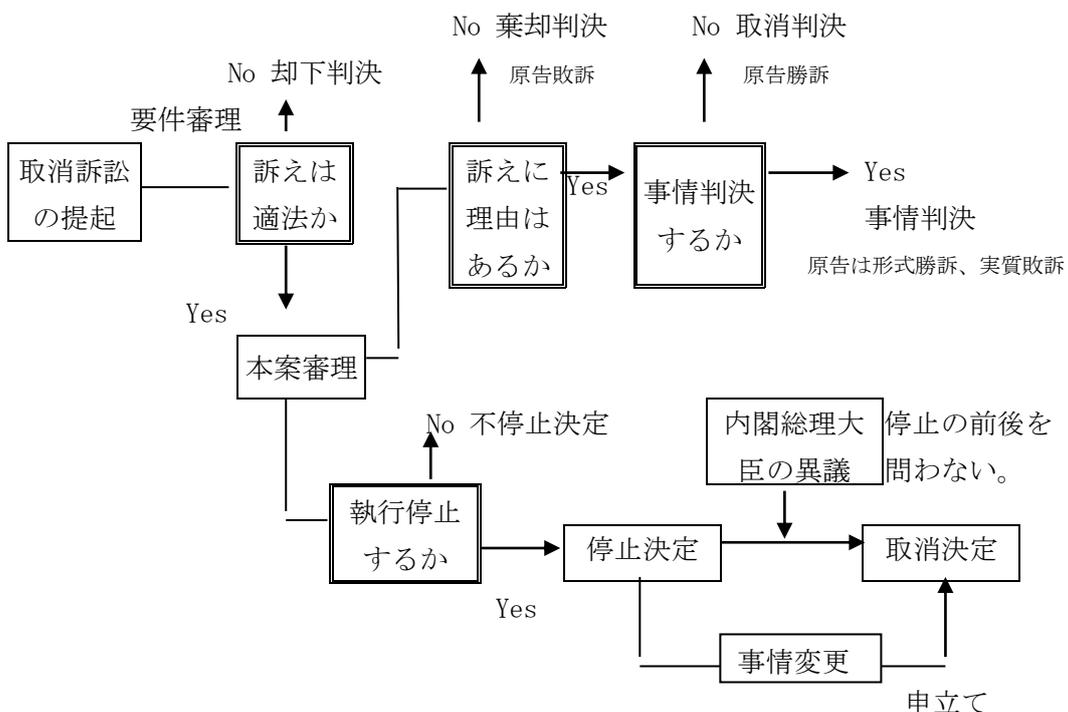
口頭弁論による厳格な手続き

- ・ 当事者による申し立てを待たずに裁判所が証人喚問、物証の提出を求めたり現場検証を行うなどの「職権証拠調べ」が認められている（行政事件訴訟法第24条）。
- ・ 釈明処分の特則…裁判所は、行政庁に対し、処分等の理由や審査請求の記録など資料の提出を求めることができる（被告行政庁に限らない。）。
- ・ 訴訟参加
 - i 第三者の訴訟参加…裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者もしくはその第三者の申し立てにより、または職権で、決定をもって、その第三者を訴訟に参加させることができる。
 - ii 行政庁の訴訟参加…裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者もしくはその行政庁の申し立てによりまたは職権で、決定をもって、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

④ 訴訟の終了

- ・ 却 下…訴えは不適法。審理拒否
- ・ 棄 却…審理した上で、訴えに理由なしと請求を拒否
- ・ 認 容…訴えに理由あり。処分の一部または全部の取消
- ・ 事情判決…訴えに理由があるが公共の福祉の面から取消しない。
判決主文で違法性宣言。請求は棄却

取消訴訟のフローチャート



⑤ 訴訟の効果

i 執行不停止の原則



〈執行停止要件〉

- ・原告の申立て
- ・処分の効力が存在し、その停止により権利の保全が図られる
- ・重大な損害を避けるため緊急の必要がある

執行停止は行政庁を拘束し、第三者にも有効

〈執行停止の内容〉

処分の執行の停止、手続の続行の停止、処分の効力の停止

- ・処分の執行の停止又は手続の続行の停止により目的が達せられる場合は、処分の効力の停止をすることはできない。

〔対抗措置〕 内閣総理大臣の異議

- ・公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある「理由」記載
- ・執行停止の決定があった後でも異議を述べることが可
- ・国会への報告（×承認）が必要

ii 判決の効力

- ・既判力…訴訟事項につき、裁判所の判断内容が確定し、訴訟当事者の中で当該事項につき再び紛争を蒸し返せなくなる効力
- ・形成力…処分または裁決を取り消す判決が確定すると、当該処分または裁決の効力は遡及的に消滅し、はじめからなかったのと同じ状態になる。第三者にも及ぶ。
- ・拘束力…処分または裁決を取り消す判決が、その事件について当事者たる行政庁、その他の関係省庁を拘束する。判決の趣旨に反する処分、裁決ができなくなる。

12 情報公開・個人情報保護

(1) 情報公開（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

①情報公開制度の目的

国民主権の理念にのっとり、政府が国民に行政運営を説明する責務を全うするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。

②制度の概要

(ア) 対象文書

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの。

(イ) 請求権者

何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(ウ) 開示の原則と不開示事由

- a 行政機関の長は、不開示情報がある場合を除き、行政文書を開示しなければならない。
- b 不開示事由
 - ・個人情報 ・事業活動情報 ・国の安全等に関する情報
 - ・公共の安全等に関する情報 ・審議・検討情報 ・行政運営情報 等

(エ) 開示・不開示の決定

- a 部分開示
 - 一部に不開示情報が記録されている場合において、その部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- b 裁量的開示
 - 不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。
- c 存否応答拒否処分
 - 行政文書・法人文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(オ) 救済制度

不服申立て（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）、取消訴訟

(カ) その他

独立行政法人…独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
地方公共団体…法律の趣旨に則った努力義務
議会・裁判所…対象外

(2) 個人情報保護（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）

①個人情報保護制度の目的

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

②制度の概要

(ア) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの

(イ) 行政機関による保有

事務の遂行に必要な場合に限り目的を特定する、利用目的の明示、目的外利用の禁止等

(ウ) 開示・訂正・利用停止の請求

- a 何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示請求が可能
- b 何人も、自己に係る個人情報に誤りがあると思料するときは、訂正の請求が可能
- c 何人も、個人情報が違法に取得されたり、利用目的以外の目的で利用されたりしていると思料するときは、利用・提供の停止を請求可能

(エ) 救済制度

不服申立て（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）、取消訴訟

13 意見公募手続

(1) 意見公募手続

命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案等をあらかじめ公示し、意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

<適用除外の例>

- ・公益上、緊急に命令等を定める必要があり、手続実施が困難であるとき
- ・委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したとき
- ・他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき

(2) 意見提出期間

命令等の案の公示の日から起算して 30 日以上

…理由を明らかにしたうえで短縮可能

(3) 結果の公示等

命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に以下を公示

- ・命令等の題名
- ・命令等の案の公示日
- ・提出意見
- ・提出意見を考慮した結果及びその理由

(4) 公示の方法

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による